

埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、医療機関に勤務する看護職員等の定着の促進を図るため、離職防止・復職支援対策の一環として第3条に掲げる事業を実施する医療機関の開設者（以下「開設者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「開設者」とは、医療法人、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会その他知事が適当と認める者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は次に掲げる事業に係る建物の新築、増改築及び改修の整備事業とし、対象経費は当該事業に要する経費とする。

(1) 看護師宿舎施設整備事業

ア 目的

この事業は、離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とする。

イ 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他知事が適当と認める者が行う看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備するための施設整備事業。

ウ 補助条件

(ア) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

(イ) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

(2) 看護師勤務環境改善施設整備事業

ア 目的

この事業は、医療の高度化に対応可能なナースステーションの拡充、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりなど勤務環境改善整備をすることにより、看護職員の離職防止を図ることを目的とする。

イ 補助対象

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、その他知事が適当と認める者が行う病院のナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業。

ウ 補助条件

(ア) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入

等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。

(イ) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

(3) 病院内保育所施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修を除く。）事業。

2 前項の経費のうち、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、次により算出するものとする。ただし、施設ごとに算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率及び別表2に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は第1号様式のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出の部数は1部とし、提出期限は知事が別に定めて、補助金の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付の申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、知事が定める日までに第2号様式により知事に提出するものとする。

(記載事項等)

第7条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項に係る書類は次のとおりとする。

- (1) 事業に係る工事仕様書、工事設計図、工事仕訳書、工事工程表
- (2) 収入支出予算書の抄本
- (3) その他関連参考資料

2 規則第4条第1項第2号に掲げる事項は、記載することを要しない。

3 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 県から補助金の交付を受けて行われる事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない

い。

ア. 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ. 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 補助事業者は、この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、第3号様式及び第4号

様式のとおりとする。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、予算額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を第5号様式により知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第12条 規則第13条の報告書は、第6号様式のとおりとする。

(添付書類)

第13条 規則第13条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額精算調書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 財源内訳調書
- (4) 収入支出決算書(見込書)の抄本
- (5) 工事契約書、領収書等の写し
- (6) 施設の構造概要、平面図、立面図、面積表、工事精算仕様書及び工事仕訳書
- (7) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (8) 竣工後の施設の全景及び主要部分の写真
- (9) 施設及び敷地の登記簿謄本
- (10) その他関連参考書類

(報告書の提出時期等)

第14条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の廃止、事業年度完了の場合を含む。)後1カ月以内、又は補助金交付申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第7号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定が属する年度の3月31日までに、知事に提出しなければならない。

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の確定通知書の様式は、第8号様式のとおりとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第19条ただし書に規定する知事の定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定めた期間とし、その主なものは、次のとおりとする。

(1) 病院と同じ建物の場合

構 造	期 間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年
れんが造、石造又はブロック造のもの	36年
金属造のもの（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	29年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	24年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	17年
木造又は合成樹脂造のもの	17年
木骨モルタル造のもの	15年

(2) (1) 以外の場合

構 造	期 間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	47年
れんが造、石造又はブロック造のもの	38年
金属造のもの（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	34年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの）	27年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	19年
木造又は合成樹脂造のもの	22年
木骨モルタル造のもの	20年

(暴力団排除措置)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに

該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1) から (4) までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5) に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第19条 この交付要綱に定める補助事業については、第1条第2項にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
看護師宿舎 施設整備事 業	次に掲げる基準面積に次表に定める 単価を乗じた額とする。 基準面積 看護師 1 人当たり 33㎡	病院の看護師宿舎の個室整備に 伴う新築、増改築、改修に要する工 事費又は工事請負費（バルコニー、 廊下、階段等共通部門を含む。）	0. 3 3
看護師勤務 環境改善施 設整備事業	次に掲げる基準面積に次表に定める 単価を乗じた額の合算額とする。 基準面積 1 看護単位につき 50㎡ ナースコールを更新付設する場合は 1 m ² 当たり 114,200 円を加算する。	看護職員が働きやすく離職防止 につながる次の部門の新築、増改築 、改修に要する工事費又は工事請負 費 看護師詰め所、処置室、症例等 検討会議室 等	0. 3 3
病院内保育 所施設整備 事業	次に掲げる基準面積に次表に定める 単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員× 5 ㎡ (ただし、30人を限度とする。)	病院内保育所として必要な新築、 増改築及び改修（既存の病院内保育 所の改修は除く。）	0. 3 3

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表 2 (第 4 条関係) 既存病床数の割合による調整 (前年度 3 月 3 1 日現在)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
1 0 5 % 以上	0. 9 5
1 0 5 % 未満	1. 0 0

1 m² 当たり基準単価表

区 分	構 造 別	単 価
看護師宿舎施設整備事 業	鉄筋コンクリート造及び木造	1 6 9, 5 0 0 円
	ブロック造	1 4 8, 1 0 0 円
看護師勤務環境改善施 設整備事業	鉄筋コンクリート造及び木造	1 5 1, 9 0 0 円
	ブロック造	1 3 2, 6 0 0 円
病院内保育所施設整備 事業	鉄筋コンクリート造及び木造	1 4 0, 9 0 0 円
	ブロック造	1 2 3, 4 0 0 円

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり建築
が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。